

市民活動団体助成に関する「よくある質問」

2026年度

項目番号	質問	回答
1	助成の種類について、最初からB部門での申請は可能でしょうか。必ず、A部門を経なければならないのでしょうか。	必ずA部門を経なければならることはございません。条件を満たせばB部門から応募は可能です。なお、C部門も同様の考え方です。
2	団体の役員や職員が講師となる場合の謝金は対象になりますか。	募集要項6(1)③で、「外部に依頼した～～」としており、役員や職員が講師となる場合は、対象外です。ただし、会員や寄付者、ボランティアなどが講師となる場合は対象とします。また、「利益相反取引」を禁止するため「応募団体の役職員が経営または従事している他団体への業務委託費用、または当該団体からの物品・資材の購入費用等」も、対象外とすることとし、募集要項に明記しました。
3	選考基準5項目、すべて該当しないと採択は難しいでしょうか。	選考基準5項目すべてが採点の対象となり、その採点合計をもとに選考を行います。
4	選考基準の「就労機会創出可能性」ですが、ボランティアは就労機会とはいえませんか。	すぐに就労につながらずともボランティアとして関わったことで、働く意欲の向上や生きがいなど就労につながる可能性がある旨を申請書に記入して、採択された事例があります。
5	伴走支援とは、具体的にどのようなものがあるのでしょうか。	各種セミナーや講座の実施、選考委員等による中間時期における「現地視察」によるアドバイス、及び「パートナー登録・紹介制度」の利用などです。助成団体の事業が成功するための各種支援制度です。
6	今現在、団体名義の通帳はありません。応募締切日までに作っておかないといけませんか。	いいえ。採択結果が通知された後、交付式(6月下旬)までに作っていただきます。
7	「物品・資材購入費」を5点購入する予定で、1点毎は10万円に満たないが合計すると10万円を超える場合は、見積書の添付は必要ないですか。	原則は必要ありません。ただし、選考の過程で、選考委員会が積算根拠を確認するために、10万円以下であっても見積書の追加提出を求める場合があります。その場合は、速やかに提出ができるように準備しておくことをお勧めします。
8	実施したい研修会の講師(または専門家)が申請時にまでに決められません。講師(または専門家)は採択後の決定でもいいでしょうか。	申請時に決まっていることが理想ですが、決まっていない場合でも応募は可能です。また、採択後に、当財団が行っている「パートナー登録・紹介制度」から講師(または専門家)を選ぶことも可能です。
9	2024年度に採択いただき、2025年度は事情により応募しませんでした。募集要項5(1)で「途中で1年間の休止をすることも可」となっているため、1年間があくことはよいということでしょうか。	そうです。休止期間が1年であれば応募は可能です。
10	2023年度にA部門、2024年度にB部門、2025年度にB部門として同一事業で応募し、採択されました。2026年度は、これまでとは別の事業を新たに取り組みたいので、A部門に応募することは可能ですか。	応募は可能です。「同一事業の同一部門への応募は、連続で2回」と制限していますが、異なる事業であれば、その後も連続して応募することは可能です。
11	2025年5月にNPO法人格を取得したため、B部門の要件となっている「設立から2年を経過している」には該当しないのでしょうか。ちなみに、任意団体として、2年前に設立し、活動実績があります。	「設立から2年を経過している」の範囲については、法人格取得前の任意団体としての活動期間も含みます。例えば、2024年5月に任意団体を設立(1年目)し、2025年5月にNPO法人格を得(2年目)した場合、応募可能となります。

12	2026年1月末に所轄庁へNPO法人の申請を行っており、現在は縦覧期間中で、認証され法務局へ登記をするのは4月頃の予定です。この場合は、B部門（またはC部門）への応募は可能ということでしょうか。	応募は可能です。別表の「要件」に記載したとおりです。ただし、期間内で法務局へ登記をしなかった場合は、要項13.助成金の返還(6)に該当することとなり、返還を請求することになります。
13	人件費については、助成金額のうち20%以内ということですが、申請事業の総支出が35万円（助成金30万円、自己資金5万円）とした場合は、いくらまで人件費を申請してよいのでしょうか。	申請事業の総支出額の20%ではなく、助成金額のうち20%ということですから、この場合、助成金額30万円×20%=6万円となり、人件費は6万円以内が申請上限となります。
14	アスクルやアマゾンなどのネットショップから物品購入するため、見積書が発行できません。積算根拠に添付したいのですが、見積書が発行できない場合はどうしたらよいでしょうか。	購入予定の品名や型番、単価などが表示されているホームページ画面を印刷してください。それを見積書の代用として添付してください。